



第122期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower 24階
(シンクパークタワー)
株式会社バルカー 本社大会議室

目次	ごあいさつ	2
	第122期定時株主総会招集ご通知	3
	事業報告	7
	連結計算書類	28
	計算書類	30
	監査報告	32
	株主総会参考書類	38

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

可能な限り書面またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面 議決権行使期限

2022年6月21日（火）午後5時35分到着分まで



インターネット等議決権行使期限

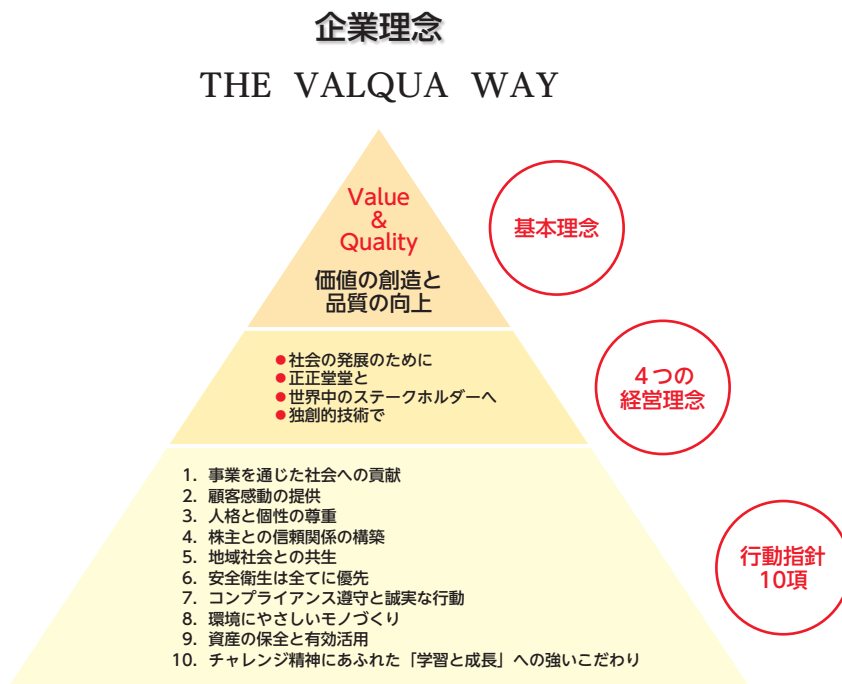
2022年6月21日（火）午後5時35分入力完了分まで

本年は株主総会ご出席者さまへのお土産を取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

創業100周年のありたい企業像

未来と未知に挑むチャレンジングな企業
— 人類の豊かさと地球環境に貢献するために —

1. あくなき成長戦略の追求とモニタリング
2. 成長をゆるぎないものにする経営基盤の強化
3. より良き地球市民として「環境・社会・企業統治」への積極的な取り組み



ごあいさつ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第122期定時株主総会を6月22日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当期は世界的な緊張の高まりにより、地政学的リスクが顕在化し、国際社会が未曾有の危機に直面する事態となりました。未来から振り返った今の時代が、大きな歴史の転換点であったと総括されるような時代に生き、この先も激しい変化に対処していく必要に迫られると考えています。

このように激変する世界情勢のなかではありましたが、当社は中期経営計画“New Frontier 2022” (NF2022)で掲げた戦略に沿って、成長市場に向けた製品競争力および供給能力の強化、ならびに事業の構造改革に取り組んでまいりました。この結果、過去最高の連結業績を達成すると同時に、NF2022を1期前倒しで達成することができ、第123期からは中期経営計画NF2023を開始いたします。

NF2023では、「THE VALQUA WAY」のもと顧客の信頼に応え H(Hard) & S (Service) の両輪で新たな価値を創造し続ける企業を目指し、「発想の転換」と「大胆なCX」で創業100周年に向け新たな成長の土台作りにチャレンジしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長CEO 瀧澤 利一 代表取締役社長COO 本坊 吉博

2022年6月

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社バルカー

代表取締役社長 本 坊 吉 博

第122期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁および6頁の「議決権の行使方法のご案内」をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使]

5頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）午後5時35分までに到着するようにご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使]

5頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時35分までに議決権をご行使ください。

敬具

記

1 日時	2022年6月22日（水曜日）午前10時
2 場所	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階 株式会社バルカー 本社大会議室

<p>3 会議の目的事項</p>	<p>報告事項 1. 第122期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第122期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査役1名選任の件</p>
<p>4 議決権の行使に関する事項</p>	<p>(1)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。</p> <p>(2)書面およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</p> <p>(3)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</p> <p>(4)当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p>
<p>5 インターネット開示についてのご案内</p>	<p>(1)本招集ご通知はインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.valqua.co.jp) にも掲載しております。</p> <p>(2)本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.valqua.co.jp) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。</p> <p>(3)株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.valqua.co.jp) において、修正後の事項を掲載させていただきます。</p>

以上

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月22日(水曜日)
午前10時

書面(郵送)で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)
午後5時35分到着分まで

インターネット等で議決権を行使する方法



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)
午後5時35分入力完了分まで

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

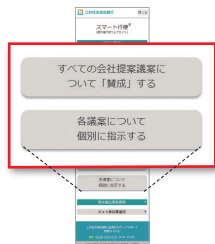
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



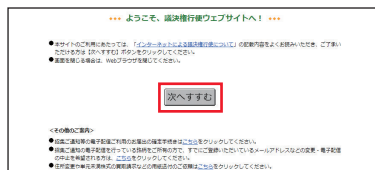
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

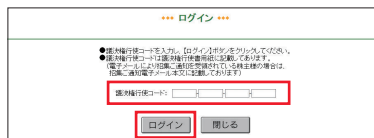
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



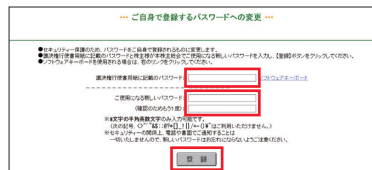
・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 株主さま以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 営業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に一定の歯止めがかかったものの、行動制限の影響や変異株による再拡大への懸念に加え、物価上昇への警戒も高まり、個人消費の戻りは限定的な水準にとどまりました。

当社が属する製造業においては、資本財を中心に好調な生産動向を示したものの、半導体などの部品の不足や物流の停滞等により一部の業界では生産に支障が生じ、さらには原材料などの価格上昇が企業収益を圧迫する状況となりました。

一方海外経済は、先進国を中心に個人消費や企業の生産活動は改善に向かったものの、物流コストおよび資源価格の上昇並びに変異株による感染の再拡大が重石となり、加えてロシアによるウクライナへの侵攻など地政学的リスクが顕在化したこともあり、回復の勢いは期末にかけて鈍化しました。

以上の事業環境下当社グループは、当期を2年目としていた3か年中期経営計画“New Frontier 2022” (NF2022) で掲げた戦略に沿って、半導体など成長市場に向けた製品競争力および供給能力の強化並びに企業と事業の構造改革に取り組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高が531億6千7百万円（前期比18.9%増）、営業利益が69億7千2百万円（同100.6%増）、経常利益が71億9千3百万円（同95.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が48億4千1百万円（同56.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益は、次期を最終年度としていた中期経営計画NF2022で設定した経営目標数値を上回りました。

② 企業集団の事業部門別の営業の概況

当社グループの事業部門別売上状況は次のとおりであります。

区 分	売 上 高			
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
シール製品事業	34,995	31,349	3,645	11.6
機能樹脂製品事業	15,088	10,742	4,346	40.5
シリコンウエハーリサイクル事業他	3,082	2,625	457	17.4
合計	53,167	44,717	8,449	18.9

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、完工ベースで42億円でありました。主として生産能力の増強、合理化、研究開発および新基幹システム更新のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入金10億7千2百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期に向けて当社周辺においては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢など、世界全体の経済回復に向けた動きに影響を与え得る多くの不透明要素が存在しております。

このような事業環境下において当社は、次期を開始年度とする2か年中期経営計画“New Frontier 2023”（NF2023）で掲げた基本方針、

《激変する世界情勢の中、「THE VALQUA WAY」のもと顧客の信頼に応え、
H(Hard)&S(Service)の両輪で新たな価値を創造し続ける企業を目指そう》

1. 大胆なM&Aや業務提携の加速による新素材・新市場・新事業への参入
2. 地政学リスクの増大に対応したサプライチェーン改革の断行
3. 継続的な顧客価値を生み出すAI/ITソリューションの事業確立
4. 新たなビジネス領域へ展開するための研究開発と人材育成の加速
5. 既存事業をより強化するための設備投資の増強と販売チャネルの拡充

のもと、創業100周年期にあたる2027年3月期に向けて設定した長期経営目標数値『連結売上高800億円、ROE15%以上』の達成をより確かなものにし、そしてさらなる業容の拡大を図ることを強く意識し、諸戦略を着実にかつ迅速に推進いたします。

<事業展開について>

シール製品事業につきましては、既存基盤の選択と集中による収益力の強化を進めるとともに、新規・高成長領域においても製販技の連携を強化し、顧客視点でのQCDSをさらに向上させ、当社独自のシールエンジニアリングサービスの提供を行います。今後も成長が期待される先端産業市場につきましても、高機能シール製品のソリューション展開・開発および生産体制の強化をグローバルに鋭意推進することで、飛躍的な拡大を目指します。

機能樹脂製品事業につきましては、新素材展開と事業の高付加価値化を積極的に展開することで、事業のスケールアップと収益力の強化を図ってまいります。

シリコンウエハーリサイクル事業他につきましては、“NF2023”の基本方針のひとつである「継続的な顧客価値を生み出すAI/ITソリューションの事業確立」のもと、収益力向上および成長につながる投資を確実に実行いたします。

また、これまで培ってきた「コア技術」を新製品開発および既存事業へ応用するとともに、新たな成長分野へ展開するための研究開発の積極投資と開発体制の強化を行ってまいります。

海外における事業展開につきましては、地政学リスクへの対応を含めたサプライチェーン改革の断行を含むさらなるリスク管理体制拡充を図り、H&S事業を基軸とした差別化戦略遂行と新市場への事業拡大を進めてまいります。

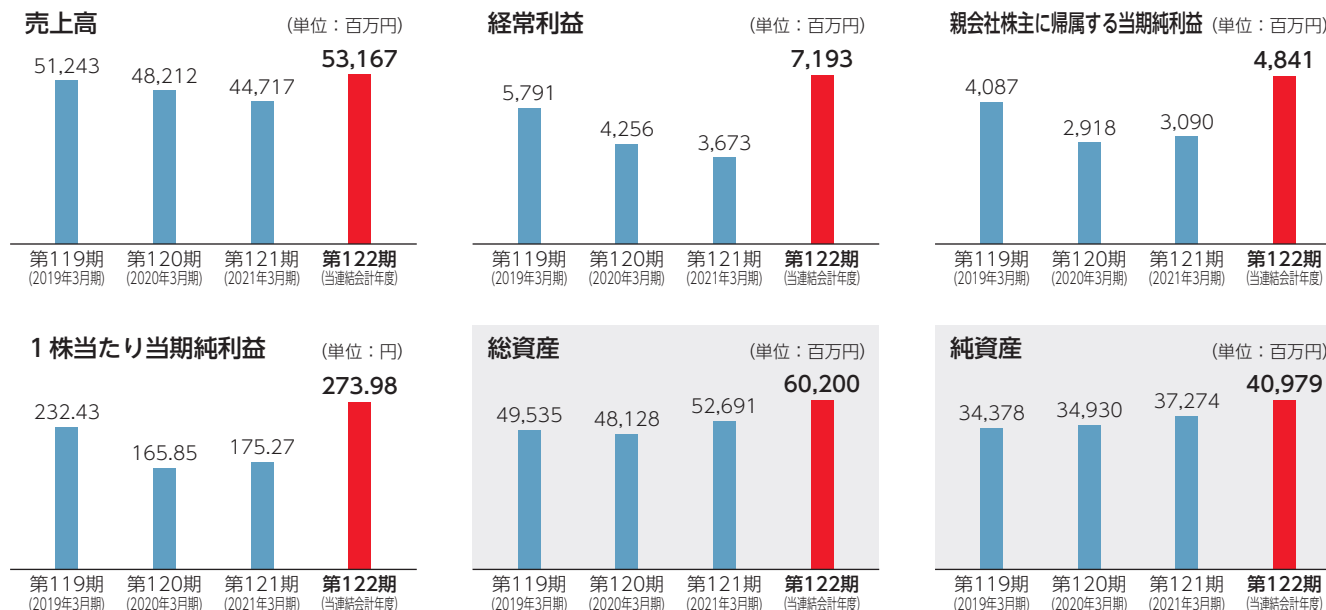
<サステナビリティ活動の推進と人材開発の強化>

当社グループにおけるサステナビリティとは、企業理念である「THE VALQUA WAY」のもと、健全で持続的な成長と持続可能な社会を実現することであり、事業活動を通してサステナビリティ活動を推進し、世界中のステークホルダーに貢献していくものであると考えております。

人材開発につきましては、世界が未曾有の危機に直面している環境の中、改めてビジョナリー経営の強化へ立ち返り、「THE VALQUA WAY」の現場浸透を図ることで、新たな価値を創造し続けるコア人材の開発にも積極的に取り組んでまいります。

“NF2023”の推進にあたりましては、発想の転換と大胆なCX（コーポレートトランスフォーメーション）で、創業100周年に向けて新たな成長の土台作りにチャレンジいたします。また、リスクマネジメントとコンプライアンス遵守のためのグループ体制づくりの強化を図るとともに、社会の劇的变化に柔軟に対応しながら、戦略の完遂に向けて、グループ一丸となって果敢に挑戦してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移



区 分		第119期 (2019年3月期)	第120期 (2020年3月期)	第121期 (2021年3月期)	当連結会計年度 (2022年3月期)
売上高	(百万円)	51,243	48,212	44,717	53,167
経常利益	(百万円)	5,791	4,256	3,673	7,193
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,087	2,918	3,090	4,841
1株当たり当期純利益	(円)	232.43	165.85	175.27	273.98
総資産	(百万円)	49,535	48,128	52,691	60,200
純資産	(百万円)	34,378	34,930	37,274	40,979
1株当たり純資産額	(円)	1,867.57	1,893.45	2,019.94	2,246.76

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出表示しております。

3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出表示しております。

4. 第120期は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により企業生産活動は大きな影響を受けましたが、第8次中期経営計画「New Valqua Stage Eight」(NV・S8)で掲げた戦略に沿って、「健全で持続的な成長」を実現するための企業基盤の整備・強化を推進しました。

5. 第121期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を色濃く受けましたが、第8次中期経営計画「New Valqua Stage Eight」(NV・S8)で掲げた戦略に沿って将来におけるさらなる拡大に向け戦略を推進しました。

6. 当連結会計年度における状況につきましては、前記(1)の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社バルカーテクノ	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカーエスイーエス	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカーシールソリューションズ	90 百万円	100%	シール製品の製造
九州バルカー株式会社	30 百万円	100%	シール製品の製造および太陽光発電事業
株式会社バルカー・エフエフティ	472 百万円	83.6%	シリコンウエハーのリサイクルおよび販売
株式会社バルカーメタルテクノロジー	33 百万円	67.0%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカーエヌジーシーインク	2,437 千米ドル	100%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーアメリカインク	1,260 千米ドル	100%	各事業における製品の販売
バルカーシール（上海）有限公司	1,150 百万円	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造および各事業における製品の販売
バルカー（上海）貿易有限公司	1,655 千人民元	100%	各事業における製品の販売
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	65,550 千人民元	100%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーコリアカンパニーリミテッド	10,859 百万韓国円	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
台湾バルカー国際股份有限公司	100 百万台湾ドル	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	3,000 千米ドル	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	126 百万バーツ	95.3%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	2,500 千米ドル	100%	各事業における製品の販売

(注) 2022年3月31日現在の当社の連結子会社は、上記を含め18社であります。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
シール製品事業	プラント・機器・配管用ガスケット 機器用グランドパッキン 産業機器・輸送機器用各種ゴム製品 (Oリング等) 半導体製造装置用ゴム成形品 自動車部品
機能樹脂製品事業	ふっ素樹脂素材 (シート・ロッド等) ふっ素樹脂成形品 ふっ素樹脂フィルム・テープ製品 ふっ素樹脂ライニング製品および関連サービス
シリコンウエハーリサイクル事業他	シリコンウエハーリサイクル LED照明 太陽光発電 H&S事業

(12) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

<国内>

会社名	名称	所在地
株式会社バルカー	本社 M・R・Tセンター 大阪営業所 名古屋営業所 北九州営業所	東京都品川区 東京都町田市 大阪府大阪市 愛知県名古屋市 福岡県北九州市
株式会社バルカーテクノ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーエスイーエス	本社	千葉県市原市
株式会社バルカーシールソリューションズ	本社	奈良県五條市
九州バルカー株式会社	本社	福岡県飯塚市
株式会社バルカー・エフエフティ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーメタルテクノロジー	本社	愛知県新城市

<海外>

会社名	国名	所在地
バルカーエヌジーシーインク	米国	テキサス州ヒューストン
バルカーアメリカインク	米国	カリフォルニア州サニーベール
バルカーシール（上海）有限公司	中国	上海
バルカー（上海）貿易有限公司	中国	上海
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	中国	上海
バルカーコリアカンパニーリミテッド	韓国	ソウル
台湾バルカー国際股份有限公司	台湾	高雄
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム	ハイズン省
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	タイ	サムットプラカン
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール	シンガポール

(13) 従業員の状況（2022年3月31日現在）**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,772名（171名）	28名減（10名増）

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ以外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
410名（110名）	23名減（5名増）	47.1歳	18.3年

(注) 従業員数は当社から当社以外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(14) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	2,471
株式会社みずほ銀行	1,830
三井住友信託銀行株式会社	500
三井住友銀行（中国）有限公司	181

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,688,733株
- (3) 株主数 30,691名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,450	13.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,095	6.19
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 7 4	579	3.27
株式会社三井住友銀行	537	3.04
バルカー東京共栄会	515	2.92
三井住友信託銀行株式会社	400	2.26
瀧澤 利一	376	2.13
ダイキン工業株式会社	285	1.61
MSIP CLIENT SECURITIES	258	1.46
瀧澤 椎子	243	1.38

(注) 当社は、自己株式1,000千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	21,000株	4名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	瀧澤 利一	CEO
代表取締役社長	本坊 吉博	COO 東ソー株式会社 社外取締役
取締役	青木 睦郎	専務執行役員 CTO 兼 CQO
取締役	中澤 剛太	専務執行役員 CDO 兼 事業変革推進担当 TORANOTEC株式会社 取締役
取締役	関 忠行	伊藤忠商事株式会社 理事 株式会社パルコ 取締役 J S R株式会社 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外監査役 J. フロント リテイリング株式会社 社外取締役
取締役	関根 近子	株式会社Bマインド 代表取締役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 東リ株式会社 社外取締役
取締役	齊藤 三希子	エスエムオー株式会社 代表取締役CEO
常勤監査役	高 昭夫	
監査役	八戸 孝彦	弁護士 八戸法律事務所 代表
監査役	高橋 秀法	公認会計士 五洋建設株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役関忠行氏、同関根近子氏および同齊藤三希子氏は、社外取締役であります。また、監査役八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、社外監査役であります。
2. 監査役高昭夫氏は、過去に当社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役八戸孝彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高橋秀法氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役関忠行氏、同関根近子氏および同齊藤三希子氏並びに監査役八戸孝彦氏および同高橋秀法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役関忠行氏は、2022年5月26日付で、株式会社パルコの取締役を退任し、同日付で株式会社大丸松坂屋百貨店の取締役に就任予定であります。
7. 取締役関根近子氏は、2021年6月23日付で、東リ株式会社の社外取締役に就任いたしました。

<ご参考> 執行役員の状況（取締役兼務執行役員を除く）（2022年4月1日現在）

会社における地位	氏 名	担 当
専務執行役員	小 林 健 一	海外統括本部長 兼 リサイクルウエハー事業・貿易事務担当
専務執行役員	櫻 井 慎 也	高機能シール本部長
常務執行役員	森 田 信 利	海外統括本部副本部長 兼 アセアン事業開発担当
常務執行役員	椿 山 善 昭	事業変革推進室長
常務執行役員	瀧 澤 利 治	H & S 営業本部長
常務執行役員	小 川 禎	会長CEO担当秘書長
常務執行役員	谷田部 麻美子	CCO 兼 コンプライアンス監督室長 兼 法務・環境管理担当
常務執行役員	植 木 聡	経営企画部長 兼 I R 室担当
常務執行役員	神 田 大 輔	高機能樹脂・製品本部長
執行役員	立 田 寛	総務部長 兼 I T 戦略担当
執行役員	野 邊 淳 嗣	人事部長 兼 T.V.W.推進室・人材開発担当
執行役員	伏 屋 克 俊	生産調達本部長 兼 安全担当
執行役員	今 井 将 廣	H & S 営業本部副本部長
執行役員	後 藤 智 子	生産調達本部副本部長 兼 生産調達企画部長
執行役員	門 脇 貞 幸	財務部長

CEO：最高経営責任者

COO：最高執行責任者

CTO：最高技術責任者

CQO：最高品質責任者

CDO：最高デジタル責任者

CCO：最高コンプライアンス責任者

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役関忠行氏、同関根近子氏および同齊藤三希子氏並びに社外監査役八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1. (10) 重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役および執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	436百万円 (34百万円)	320百万円 (34百万円)	70百万円 (-)	45百万円 (-)	9名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	39百万円 (20百万円)	39百万円 (20百万円)	-	-	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	475百万円 (55百万円)	359百万円 (55百万円)	70百万円 (-)	45百万円 (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 上表には、2021年6月16日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、ならびに2021年6月16日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して支払った役員退職慰労金150万円は含まれておりません。
3. 取締役の業績連動報酬等は、取締役に職責全うを動機づける内容とし、企業業績を総合的かつ適切に評価できるように、営業利益・当期純利益・ROE等の業績に関わる重要な経営指標を勘案することとしております。なお、その実績は「1. (9) 財産および損益の状況の推移」並びに「連結計算書類」および「計算書類」等に記載のとおりであります。
4. 取締役の非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。また、割当ての際の条件等は「4. (4) ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 取締役の報酬等の額は、2018年6月20日開催の第118期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）であります。
- また、2019年6月20日開催の第119期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数を3万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。
6. 監査役の報酬等の額は、2018年6月20日開催の第118期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該

株主総会最終時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は3名）であります。

7. 取締役会は、代表取締役会長CEO瀧澤利一に対し、各取締役の固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）の具体的内容の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役会長CEOが適していると判断したためであります。
8. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）の具体的内容について取締役会より委任を受けた代表取締役会長CEOが決定するとともに、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については取締役会の決議により決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a) 基本方針

当社は、役員の役割がグループ全体の経営方針・戦略に基づいて、当社企業価値を高めることにありと考えております。取締役の報酬はそのインセンティブとして位置づけ、その報酬の水準については、取締役の役割と責任および業績に報いるのに相応しいものとするを基本方針とします。具体的には、固定報酬（確定額報酬）、業績連動報酬（役員賞与）および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成するものとします。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（確定額報酬）のみを支給するものとします。

b) 固定報酬（確定額報酬）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の固定報酬（確定額報酬）は、月例報酬とし、基本報酬月額と、代表権の有無、役位（会長、社長）と常勤、非常勤の別に応じた定額報酬からなるものとします（なお、執行役員を兼務する場合の定額報酬は、役員報酬とは区別して定めるものとします）。これらは役位、区分ごとの基準額をベースに、在任年数、貢献度、経験、専門性等を勘案して決定するものとします。

c) 業績連動報酬（役員賞与）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の業績連動報酬（役員賞与）は、取締役に職責全うを動機づける内容とし、毎年一定の時期に支給するものとします。具体的には、企業業績を総合的かつ適切に評価できるよう、営業利益・当期純利益・ROE等の業績に関わる重要な経営指標を勘案することとし、個別の業績連動報酬（役員賞与）は、固定報酬（確定額報酬）と業績連動報酬（役員賞与）の比率がe) 報酬等の割合に関する方針に記載の割合となるよう基準額を算出のうえ、当該年度の業績水準および各取締役の重点施策の推進状況等に応じて基準額の0%～150%の範囲で支給額を決定するものとします。

d) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有するとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。割当株式数は、固定報酬（確定額報酬）（使用人兼務取締役の場合は当該使用人分給与を加えるものとします）に役位を加味した基準額をベースに算定し、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会において決定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとします。また、当社と取締役との譲渡制限付株式割当契約において、譲渡制限期間（30年以上で取締役会が定める期間）が満了するまでに譲渡制限が解除されてい

ない場合や、譲渡制限期間開始後最初の定時株主総会より前に当社の取締役、使用人等から退任又は退職した場合を譲渡制限付株式の無償取得事由として定めるものとします。

e) 報酬等の割合に関する方針

社外取締役以外の取締役の種類別の報酬割合については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように設定するものとします。具体的な固定報酬（確定額報酬）、業績連動報酬（役員賞与）、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の割合については、7：2：1を目安とし、職責や報酬水準を考慮して決定するものとします。

f) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等のうち固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）については、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとします。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であり、かつ上記の方針および役員報酬規程に従うことを前提とした、各取締役への具体的配分の決定とします。なお、取締役の個人別の報酬等のうち非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会において決定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役関忠行氏は、伊藤忠商事株式会社の理事、株式会社パルコの取締役、J S R 株式会社の社外取締役、朝日生命保険相互会社の社外監査役および J・フロント リテイリング株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と伊藤忠商事株式会社および J S R 株式会社との間には特記すべき事項はありません。また、株式会社パルコ、朝日生命保険相互会社および J・フロント リテイリング株式会社との間には取引関係はありません。

社外取締役関根近子氏は、株式会社 B マインドの代表取締役、株式会社 T A K A R A & C O M P A N Y の社外取締役および東リ株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と株式会社 B マインド、株式会社 T A K A R A & C O M P A N Y および東リ株式会社との間には取引関係はありません。

社外取締役齊藤三希子氏は、エスエムオー株式会社の代表取締役 CEO を兼任しております。当社とエスエムオー株式会社との間には取引関係はありません。

社外監査役八戸孝彦氏は、弁護士であり、八戸法律事務所の代表であります。当社と八戸法律事務所との間には取引関係はありません。

社外監査役高橋秀法氏は、公認会計士であり、五洋建設株式会社の社外取締役であります。当社と五洋建設株式会社との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
社外取締役	関 忠 行	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	関 根 近 子	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回のうち13回出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	齊 藤 三 希 子	当期における主な活動状況といたしましては、2021年6月16日就任後開催されました取締役会11回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	八 戸 孝 彦	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会15回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	高 橋 秀 法	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会15回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等
- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 53百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 57百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に非監査業務として、新収益認識基準適用の助言指導業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

6 会社の体制および方針

① 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本的な考え方」は以下のとおりであります。（最終改定：2015年4月22日）

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス遵守を普遍的な最重要課題とし、基本方針「THE VALQUA WAY」のなかで、従うべき理念である「正堂堂と」を、さらに行動指針としての「コンプライアンス遵守と誠実な行動」を宣言し、グループの全従業員に周知徹底する。

コンプライアンスに関するマニュアルを制定・配布するとともに、コンプライアンス委員会を中心としたグループコンプライアンス体制を確立し、同体制下、各種法規制等に対応する諸規程の整備、研修、訓練等を実施する。

具体的には、2007年1月1日にコンプライアンスに関する事項を統括する役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、CCOは、定期的にグループ全体のコンプライアンスに関する状況をコンプライアンス委員会に報告する。

コンプライアンス体制の確立を実効あらしめるためグループ内監査体制を強化し、監査役は、監査役監査基準に基づき取締役および従業員の職務執行について監査を行うものとし、内部監査部門として、他の部門から独立した内部監査室を設置する。また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けるグループ内部通報制度を設ける。

反社会的勢力排除について、当社はコンプライアンスに関するマニュアルにおいて遵法精神と確固たる倫理観のもと、「反社会的勢力との対決」を宣言し、毅然とした態度で、反社会的勢力との一切の関係遮断を図り、公正かつ透明性のある企業活動に徹する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内における文書の作成、保管、保存等については原則として文書管理規程に基づき実施されることとし、特に、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、常務会議事録、その他各種委員会等議事録等については、それぞれ所管部署において定められた手続等に従い適正に保存、管理体制をとるものとする。また稟議書、各種申請書類等職務執行の記録を記した書類等についても、これらに準じた保存、管理体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グローバルにグループ全体でリスク管理体制の構築に努めるものとする。特に災害、環境、品質、輸出管理等に係るリスクについては、それぞれ所管する部署において、規程、マニュアル等を制定・整備し、リスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講じるものとする。また、非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定めるとともに、かかる事態を速やかに上級職位並びに関係者に通報する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会をグループ全体の企業価値向上を図るための意思決定および執行役員によりなされる業務執行の監督機関として位置付け、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度を採用するものとする。取締役は、執行役員会等重要な会議に出席し、執行役員の業務執行について助言・監督する。取締役、執行役員および従業員の職務分掌・権限は、経営基本規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程において明定するとともに、それら規程に基づき常に業務の効率化を図るものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①から④の各項目については、グループ各社に適用されることを基本とし、グループ内の情報交換、人事交流等連携体制を強化することにより統制の実効性を高める。また、コンプライアンスおよびリスク管理を統一かつ効率的に実施するためグループ内監査体制を確立する。さらに、グループ内取引については、法令、社内規程等に従い、適切に処理される体制を確立する。

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ全体の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的として制定された子会社管理規程に基づき、子会社は定期的開催される取締役会や幹部会議の内容を当社に報告し、必要に応じて当社決裁手続を経る体制を確立する。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク管理体制のもと整備された、リスク管理に関連する規程・マニュアル等に基づき、子会社はリスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講じるものとする。また、子会社は非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定め、かかる事態が生じた場合には速やかに当社に報告し、直ちに対策をとる体制とする。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、グループ各社およびその役員および従業員はそれに基づいて職務を執行する効率的かつ確実な執行体制を確立する。また財務的側面では、グループファイナンスの最適化のため、資金の集中・一元管理を行う。

(エ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、①に記載するグループコンプライアンス体制を構築し、子会社は同体制のもとコンプライアンスに関するマニュアルをはじめとするコンプライアンス関連規程を遵守する。また、当社は、同体制の一環として、グループコンプライアンス研修、訓練等を子会社に対し適宜実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役との協議のうえ、補助使用人を置く。その場合当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人に対する業務指示は監査役が直接行い、異動等の人事権に関する事項の決定には監査役の同意を要するものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会、執行役員会等重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、定期的に監査役会を開催し相互の情報交換を行うものとする。また、取締役、執行役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、当該情報提供を実効あらしめるため、グループ内部通報制度には、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を制度上明定する。

⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社の取締役会・幹部会議の内容、および当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果が、監査役に報告される体制を確立する。また、子会社の役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、同体制の一部を担うグループ内部通報制度はグループ内すべての従業員を対象とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止も同様に適用する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行において必要とする費用については予め予算計上する。また、緊急、臨時に支出した費用は事後において会社に償還請求できる旨を監査役監査基準に定め、適正に運用する体制とする。

⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席に加え、必要に応じて代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人並びに内部監査室と定期的に意見交換を行う。また、監査役が当社の取締役、執行役員および従業員、並びに子会社の役員および従業員に対してヒヤリングする機会を確保する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制を構築し、その評価および報告を適切に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの従業員に向けて、継続的にコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修等を実施し、コンプライアンス意識の向上に取組みました。また、前連結会計年度にコンプライアンスに関するマニュアルとして具体的な事例と解決を加えて発行した「コンプライアンスハンドブック」について、海外拠点向けとして現地語版の展開を開始しました。グループ内部通報制度については、コンプライアンスに関する報告・相談・通報の窓口並びに通報者が不利益を受けない旨を当社グループの従業員に対して継続的に周知しております。なお、グループ全体のコンプライアンスに関する取組みの状況はＣＣＯから代表取締役会長ＣＥＯを委員長とするコンプライアンス委員会に報告しております。

② 情報の保存および管理に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会その他重要会議の議事録および稟議書、各種申請書類等の業務執行に関する文書を、文書管理規程その他関連する規程に従い所管部署において保存管理しております。

③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループは、危機管理規程に基づくリスク管理を行っております。当連結会計年度においては、前連結会計年度にて新たに制定した「事業継続計画（ＢＣＰ）マニュアル」の実効性確保を目的とした対応を行いました。危機発生時における緊急連絡体制の運用については、定期的に訓練を行い、その実効性を確認しております。また、リスク管理委員会において地政学的リスク、サイバーセキュリティリスクといった新たなリスクの洗い出し、リスクへの対処を含めた進捗管理を行っております。

④ 業務執行の適正性および効率性に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会において経営方針・戦略を決定し、執行役員はそれらに従って適正かつ効率的に業務を執行しております。執行に携わる取締役は、毎月開催される執行役員会および定期的開催される戦略別・地域別レビュー等を通じてその執行状況を確認し、助言・監督を行っております。また、個々の業務執行については、取締役会規則、常務会規程、子会社管理規程等に基づいて必要な決裁を受けており手続き的な適正も確保されております。なお、財務的側面においては、キャッシュマネジメントサービスを利用し、グループファイナンスの最適化のための管理を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行に対する取組みの状況

監査役は、取締役会その他重要会議への出席のほか、当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果について報告を受け、追加監査を指示しその結果報告を受けるなどしております。また、会計監査人および内部監査室と意見交換を定期的に行い、必要に応じて代表取締役会長CEOおよび代表取締役社長COOとの意見交換を行っております。さらに、常勤監査役は、取締役、執行役員および重要な当社グループの従業員との面談を適宜行い、必要に応じて報告を受けております。

⑥ 財務報告の適正性の確保に対する取組みの状況

財務報告の適正性については内部監査室から内部統制評価結果報告書を入手し、結果説明を受け、財務報告の適正性と信頼性が確保されていることを確認しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	(60,200)
流動資産	34,935
現金及び預金	8,144
受取手形	2,557
電子記録債権	2,460
売掛金	12,033
契約資産	34
商品及び製品	3,940
仕掛品	962
原材料及び貯蔵品	2,164
未収入金	1,539
その他	1,119
貸倒引当金	△22
固定資産	25,264
有形固定資産	17,545
建物及び構築物	7,799
機械装置及び運搬具	3,543
工具、器具及び備品	1,445
土地	4,002
リース資産	493
建設仮勘定	261
無形固定資産	1,516
ソフトウェア	1,331
その他	184
投資その他の資産	6,202
投資有価証券	4,047
繰延税金資産	291
退職給付に係る資産	912
その他	950
貸倒引当金	△0
資産合計	60,200

科 目	金 額
(負債の部)	(19,220)
流動負債	13,336
支払手形及び買掛金	5,721
電子記録債務	927
短期借入金	1,463
1年内返済予定の長期借入金	77
リース債務	188
未払金	1,122
未払法人税等	1,094
未払消費税等	193
契約負債	485
賞与引当金	508
役員賞与引当金	70
その他	1,484
固定負債	5,883
長期借入金	3,632
リース債務	306
繰延税金負債	1,184
退職給付に係る負債	472
その他	288
(純資産の部)	(40,979)
株主資本	37,545
資本金	13,957
資本剰余金	4,061
利益剰余金	21,043
自己株式	△1,517
その他の包括利益累計額	2,183
その他有価証券評価差額金	1,625
為替換算調整勘定	447
退職給付に係る調整累計額	110
非支配株主持分	1,250
負債・純資産合計	60,200

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,167
売上原価		31,667
売上総利益		21,499
販売費及び一般管理費		14,526
営業利益		6,972
営業外収益		
受取利息及び配当金	49	
設備賃貸収益	337	
持分法による投資利益	29	
為替差益	56	
その他	122	595
営業外費用		
支払利息	60	
手形売却損	9	
設備賃貸費用	268	
その他	34	373
経常利益		7,193
特別損失		
固定資産廃棄損	20	
減損損失	19	
石綿疾病補償金	31	71
税金等調整前当期純利益		7,122
法人税、住民税及び事業税	2,001	
法人税等調整額	83	2,085
当期純利益		5,037
非支配株主に帰属する当期純利益		195
親会社株主に帰属する当期純利益		4,841

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	(43,622)
流動資産	22,853
現金及び預金	5,753
受取手形	2,055
電子記録債権	2,220
売掛金	7,300
商品	2,174
貯蔵品	3
前払費用	353
短期貸付金	240
未収入金	2,741
その他	10
貸倒引当金	△1
固定資産	20,769
有形固定資産	6,363
建物	1,959
構築物	67
機械及び装置	340
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	578
土地	3,363
建設仮勘定	52
無形固定資産	1,166
ソフトウェア	1,152
電話加入権	14
投資その他の資産	13,239
投資有価証券	3,860
関係会社株式	4,509
関係会社出資金	2,754
長期貸付金	998
敷金・保証金	288
前払年金費用	705
その他	122
貸倒引当金	△0
資産合計	43,622

科 目	金 額
(負債の部)	(14,410)
流動負債	11,496
支払手形	74
電子記録債務	893
買掛金	4,099
短期借入金	613
未払金	876
未払法人税等	335
未払消費税	96
未払費用	72
預り金	3,606
賞与引当金	294
役員賞与引当金	70
その他	464
固定負債	2,913
長期借入金	1,922
長期未払金	59
繰延税金負債	753
退職給付引当金	2
資産除去債務	139
その他	35
(純資産の部)	(29,212)
株主資本	27,611
資本金	13,957
資本剰余金	4,265
資本準備金	4,197
その他資本剰余金	67
利益剰余金	10,898
その他利益剰余金	10,898
繰越利益剰余金	10,898
自己株式	△1,509
評価・換算差額等	1,600
その他有価証券評価差額金	1,600
負債・純資産合計	43,622

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,583
売上原価		23,113
売上総利益		10,470
販売費及び一般管理費		10,774
営業損失		304
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,489	
その他	662	4,151
営業外費用		
支払利息	66	
その他	361	428
経常利益		3,419
特別損失		
固定資産廃棄損	14	
減損損失	9	
石綿疾病補償金	31	55
税引前当期純利益		3,363
法人税、住民税及び事業税	129	
法人税等調整額	△49	79
当期純利益		3,284

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社バルカー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由良知久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田晋一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルカーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルカー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することがもとめられている。

その記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社バルカー
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良知久
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田晋一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルカーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際しては、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社バルカー 監査役会

常勤監査役	高 昭 夫	Ⓔ
社外監査役	八 戸 孝 彦	Ⓔ
社外監査役	高 橋 秀 法	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当を次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金75円 総額 1,326,635,925円
(注) なお、中間配当金として50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり125円となります。	
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月23日

1. 提案の理由

- (1) 当社は、様々な産業向けに配管・機器用シール材および機能樹脂製品の製造・販売を主な事業として営んでおりますが、顧客の潜在ニーズを掘り起こし独創的な技術とサービスを融合させ、真のソリューション提供を行うために、新たな事業分野の開拓を行っております。このような実態に合わせるため、現行定款第2条（目的）を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	定款変更(案)
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1 (イ)～(ホ) (条文省略)</p> <p>(ヘ) 不動産の売買、賃貸借および管理</p> <p>(ト) (条文省略)</p> <p>(チ) 建設工事の請負ならびに建設工事に関する企画、設計、監理、マネジメントおよび <u>コンサルティング</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2、3 (条文省略)</p> <p><u>(参考書類のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、<u>連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1 (イ)～(ホ) (現行どおり)</p> <p>(ヘ) <u>動産、不動産の売買、賃貸借および管理</u></p> <p>(ト) (現行どおり)</p> <p>(チ) 建設工事の請負ならびに建設工事に関する企画、設計、監理およびマネジメント</p> <p><u>(リ) ソフトウェアおよび情報機器の開発および販売</u></p> <p><u>(ヌ) 前各号に関連する電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供</u></p> <p><u>(ル) 前各号に関連するコンサルティング、エンジニアリング、その他技術・ノウハウに関する事業</u></p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	定款変更(案)
(新設)	<p data-bbox="768 163 964 193"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="768 205 1397 303">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="822 316 1397 485">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新設)	<p data-bbox="768 538 837 568"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="768 580 1085 610"><u>(電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="768 622 1397 866">第1条 現行定款第16条(参考書類のインターネット開示)の削除および変更案定款第16条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="822 878 1397 1014">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(参考書類のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="822 1026 1397 1124">3 <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

監査役1名選任の件

監査役高橋秀法氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名		現在の当社における地位	出席状況
たかはし 高橋	ひでのり 秀法	社外監査役	取締役会 14回／14回 (100%) 監査役会 15回／15回 (100%)
	再任		
	社外		
	独立		



たかはし ひでのり 高橋 秀法

(1951年8月26日生)

再任

社外

独立

社外監査役在任期間

4年

取締役会出席回数

14回／14回 (100%)

監査役会出席回数

15回／15回 (100%)

所有する普通株式の数

2,900株

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 8月	公認会計士登録	2010年 10月	企業会計審議会
1991年 8月	センチュリー監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員		内部統制部会臨時委員
2006年 6月	新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 常任理事	2014年 9月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部長
2008年 8月	新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 経営専務理事	2017年 6月	五洋建設株式会社 社外取締役 (現任)
2010年 7月	日本公認会計士協会 常務理事	2018年 6月	当社社外監査役 (現任)
2010年 8月	新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 本部経営 シニアアドバイザー、シニアパートナー		

[社外監査役候補者とした理由]

公認会計士であり、引き続き企業会計の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋秀法氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) の業務執行に携わっておりましたが、同監査法人を2014年6月に退職しております。
3. 高橋秀法氏は、社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、上記の[社外監査役候補者とした理由]に記載のとおりであります。
4. 当社は、高橋秀法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 高橋秀法氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって4年になります。
6. 当社は、社外監査役候補者である高橋秀法氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となっており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を再度締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
8. 上記の他に記載すべき事項はありません。

(ご参考)

当社取締役・監査役は会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。そのうち特に重要な分野を以下の通り定義し、各取締役・監査役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

氏名	当社における地位	企業経営・経営戦略	財務・会計	法務・リスクマネジメント	ESG	製造	営業・マーケティング	人事・労務・人材開発	国際性	技術・テクノロジー
瀧澤利一	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●	●		●
本坊吉博	代表取締役社長	●	●	●	●		●		●	
青木睦郎	取締役	●			●	●	●		●	●
中澤剛太	取締役	●	●		●					●
関忠行	取締役	●	●	●	●				●	
関根近子	取締役	●		●	●		●	●	●	
齊藤三希子	取締役	●		●	●		●	●		
高昭夫	常勤監査役		●	●						
八戸孝彦	監査役			●				●		
高橋秀法	監査役	●	●	●	●					

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

以上

<メ モ 欄>

会場ご案内略図

> 会場

東京都品川区大崎二丁目1番1号

ThinkPark Tower 24階

(シンクパークタワー)

株式会社バルカー 本社大会議室

電話 (03) 5434-7370

> 交通機関

JR「大崎駅」

南改札口 新西口 直結

夢さん橋 を通り 徒歩2分

(JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・
東京臨海高速鉄道りんかい線)

本年は株主総会ご出席者さまへのお土産を
取りやめさせていただきます。

また、ご来場の際はマスクをご持参いた
だき、会場での着用にご協力のほどよろしく
お願い申し上げます。



クールビズスタイルでの株主総会開催について

株主総会当日、当社係員は軽装（クールビズ）にてご対応
させていただきますので、ご了承いただきますようお願い
申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。